

働きながら子育てする場合に利用できる制度

●育児休業制度

- ・子が1歳に達するまでの間(保育所に入所できないなどの場合には子が1歳6ヶ月に達するまでの間)は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれも育児休業を取ることができます。一定の条件を満たした期間雇用者も休業できます。
- ・パパ・ママ育休プラスは、父母ともに育児休業を取得する場合は取得可能期間が延長され、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。
- ・**育児休業の申出**は、育児休業申出書を事業主に提出して行います(事業主が適当と認める場合には、FAXや電子メールなどでも申出が可能です。)労働者からの育児休業申出に対して、事業主は休業開始予定日や休業終了予定日などを労働者に通知(書面、FAX、電子メールなどにより行う)することになります。

●短時間勤務制度

- ・事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けなければなりません。

●所定外労働の免除制度など

- ・3歳未満の子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、事業主に請求することにより所定外労働が免除されます。
- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、事業主に請求することにより、深夜業(午後10時から午前5時までの間の労働)が免除されます。また、1年につき150時間、1ヶ月につき24時間を超える時間労働が免除されます。

●子の看護休暇

- ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年につき子が1人なら5日、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種、健康診断のために休暇を取ることができます。

